

人事行政の運営等の状況

旭川市の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数

(1) 採用・退職者数の状況

		令和5年度(4月1日現在)	令和6年度(4月1日現在)
採用	事務	56人(11人)	34人
	一般技術(土木建築等)	11人	6人
	保育士	1人	2人
	医師	12人	13人
	薬剤師	—	2人
	獣医師	4人	2人
	栄養士	—	—
	診療放射線技師	1人	—
	臨床工学技士	1人	—
	臨床検査技師	3人	1人
	理学療法士	—	—
	作業療法士	—	—
	言語聴覚士	—	—
	精神保健福祉士	—	2人
	保健師	2人	1人
	看護師・助産師	18人(2人)	14人
	消防	12人(1人)	13人
	計	121人(14人)	90人
	フルタイム 会計年度任用職員	550人(更新を含む)	555人(更新を含む)
退職	定年	1人	
	勸奨	22人	
	自己都合	58人(31人)	
	再任用任期满了	13人	
	その他	24人	
	計	118人(31人)	

※採用欄の()内は、暫定再任用職員の人数(外数)です。

※退職欄の()内は、フルタイム会計年度任用職員の人数(外数)です。

(2) 所属部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数
	令和5年	令和6年	
一般部局	1,639人(180人)	1,615人(192人)	▲24人(12人)
議会事務局	19人(0人)	19人(0人)	0人(0人)
教育委員会	195人(270人)	195人(258人)	0人(▲12人)
選挙管理委員会	8人(0人)	8人(0人)	0人(0人)
監査事務局	9人(0人)	9人(0人)	0人(0人)
農業委員会	12人(0人)	12人(0人)	0人(0人)
消防	404人(0人)	404人(0人)	0人(0人)
公営企業	729人(100人)	733人(105人)	4人(5人)

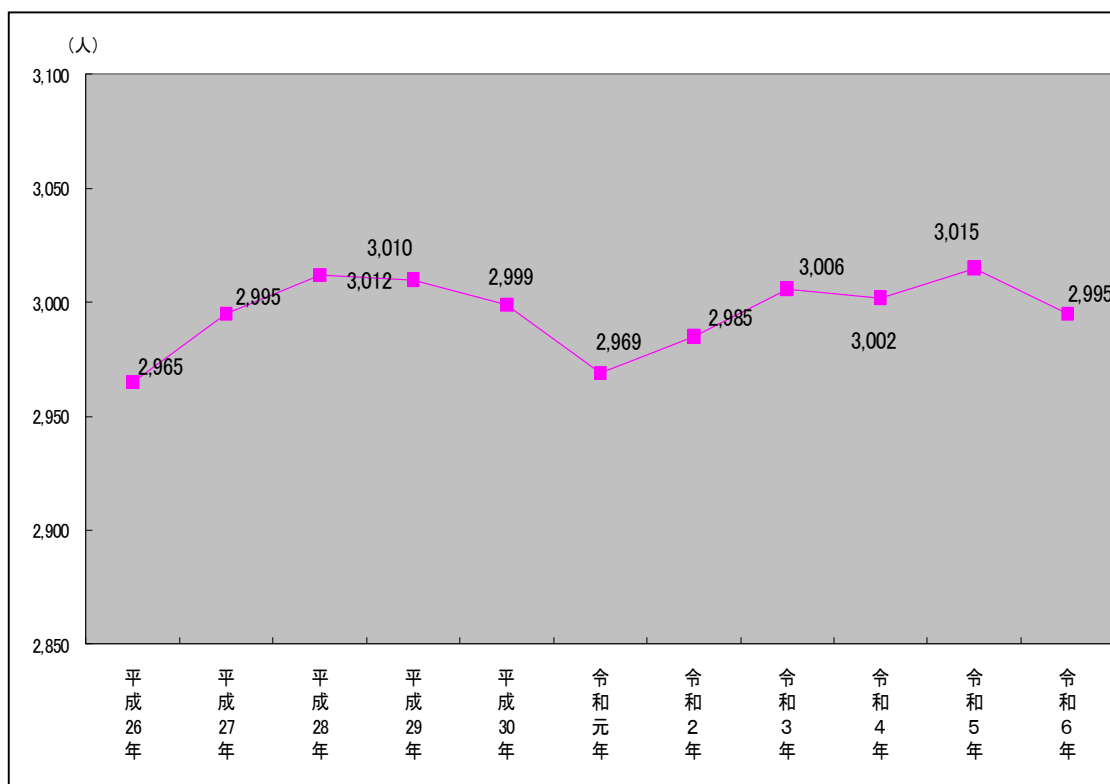
※ 職員数欄の（ ）内は、フルタイム会計年度任用職員の人数（外数）です。

※ 職員数は、北海道等からの派遣職員（令和５年は２人、令和６年は０人）、暫定再任用短時間勤務職員（令和５年は１人、令和６年は０人）、パートタイム会計年度任用職員を除きます。

(3) 職員数の推移

平成２６年度以降、職員数は増加しましたが、平成２８年度をピークに令和元年度までは一旦減少しました。令和６年度においては一般行政部門などでの減によって４月１日時点の職員数は減少し、中核市との比較では概ね標準的な職員数で推移しています。今後も効率的な事務の執行に努めていきます。

（各年４月１日現在）



2 職員の人事評価の状況

職員が職務を遂行した能力や挙げた業績を把握し、職員の勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を、課長職以上の管理職は平成２０年１２月から、管理職以外の職員は平成２８年１０月から、平成２９年１月からは暫定再任用職員に導入しています。令和２年度からは会計年度任用職員も人事評価の対象となっています。

3 職員の給与

(1) 給与のしくみ

給 与		
毎月決まって支給されるもの	給 料	職務と責任の度合いに応じて給料表に定められている額で、民間企業での基本給に相当
	扶 養 手 当	扶養親族がいる職員に支給 民間企業での家族手当に相当
	住 居 手 当	住宅を借り受けている職員に支給
	通 勤 手 当	通勤のため交通機関又は交通用具を利用する職員に支給
特別な職務や特殊な勤務に就いたときに支給されるもの	管 理 職 手 当	課長職以上の職員に支給
	特殊勤務手当	著しく特殊な業務に従事した職員に支給
	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給
	休日勤務手当	休日（国民の祝日等）に勤務した職員に支給
	夜間勤務手当	正規の勤務時間として 22:00～翌 5:00 までの間に勤務した職員に支給
	管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、休日や平日深夜等に勤務した課長職以上の職員に支給
一定の時期に支給されるもの	その他の手当	単身赴任手当等
	期末・勤勉手当	民間企業での賞与等（ボーナス）に相当
	寒 冷 地 手 当	民間企業での燃料手当に相当
	退 職 手 当	退職した職員に支給される一時金

(2) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬のほかに、共済費（民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当）等を含む経費をいいます。

なお、令和5年度の人件費率は12.4%です。

区 分	歳出額 (A)=(B)+(C)	人件費 (B)	人件費以外 (C)	人件費率 (R5年度) (B)/(A)	人件費率 (R4年度)
令 和 5 年度	千円 182,404,023 (100.0%)	千円 22,550,145 (12.4%)	千円 159,853,878 (87.6%)	% 12.4	% 11.7

※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を一つの会計としてまとめたものです。

(3) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計当初予算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものです。

ア 全職員（正職員＋フルタイム会計年度任用職員）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)÷(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令 和 6 年度	人 2,706	千円 9,874,871 (63.0%)	千円 1,915,331 (12.2%)	千円 3,896,092 (24.8%)	千円 15,686,294 (100.0%)	千円 5,797

※正職員には、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を含み、特別職を含みません。

イ 正職員

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B)÷(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和 6年度	人 2,190	千円 8,703,450 (62.0%)	千円 1,856,023 (13.2%)	千円 3,475,155 (24.8%)	千円 14,034,628 (100.0%)	千円 6,409

※正職員には、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を含み、特別職を含みません。

(4) ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
令和5年4月1日現在	98.8	99.4	98.6
平成30年4月1日現在	99.0	100.2	99.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		決定初任給	経験年数			
			10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上
一 般	大学卒	196,200 円	228,681 円	300,221 円	377,878 円	407,720 円
行政職	高校卒	166,600 円	191,464 円	263,368 円	354,804 円	389,100 円

※決定初任給とは、卒業後直ちに採用された者に適用される給料月額をいいます。

※一般行政職とは、行政職給料表の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたものをいいます。

(6) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	旭川市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	331,685 円	43.9 歳	323,823 円	42.1 歳

※旭川市の平均給料月額及び平均年齢には、暫定再任用短時間勤務職員を含みません。

※国の平均給料月額及び平均年齢は、令和6年国家公務員給与等実態調査結果を記載しています。

(7) 一般行政職の級別職員の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務	職員数	構成比	1年前の構成比
1 級	係 員	107 人	7.0%	7.3%
2 級	係 員	115 人	7.5%	8.1%
3 級	主任・係長	382 人	24.9%	24.4%
4 級	主任・係長・課長補佐	619 人	40.4%	40.0%
5 級	課 長 補 佐	105 人	6.8%	6.7%
6 級	課 長	54 人	3.5%	3.4%
7 級	課長・次長	104 人	6.8%	6.7%
8 級	次長・部長	48 人	3.1%	3.4%
9 級	部 長			
計		1,534 人	100.0%	100.0%

※旭川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※暫定再任用短時間勤務職員を含みません。

(8) 職員手当の状況

区 分	旭川市	国
期末手当 勤勉手当	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 1.025月分 (0.6875月分) (0.4875月分) 12月期 1.225月分 1.025月分 (0.6875月分) (0.4875月分) 計 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分) 職制上の段階、職務の級等による加算あり	同じ
寒冷地手当	51,700円 ～ 131,900円	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月 24.586875月 勤続25年 28.0395月 33.27075月 勤続35年 39.7575月 47.709月 最高限度額 47.709月 47.709月 その他の退職前の役職等による調整額あり 加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たりの平均支給額 自己都合 1,475千円 勸奨・定年 20,668千円	同じ その他の退職前の役職等による調整額あり 加算措置 定年前早期退職特例措置 (3～45%加算) — —
扶養手当	・配偶者 (行政職給料表7級以下) 6,500円 (行政職給料表8級) 3,500円 (行政職給料表9級) 0円 ・子 1人 10,000円 ・扶養親族(配偶者及び子を除く) (行政職給料表7級以下) 1人 6,500円 (行政職給料表8級) 1人 3,500円 (行政職給料表9級) 0円 (16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)	同じ
住居手当	・借家 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 (家賃3,000円を超える者に限る)	・借家 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 (家賃16,000円を超える者に限る)
通勤手当	・交通機関の利用者 運賃等相当額を支給 限度額50,000円 ・交通用具の利用者 自家用車等の使用距離に応じて 2,000円～31,600円の範囲で支給	・交通機関の利用者 運賃等相当額を支給 限度額55,000円 ・交通用具の利用者 自家用車等の使用距離に応じて 2,000円～31,600円の範囲で支給

※期末手当・勤勉手当欄の()内は、暫定再任用職員の支給割合です。

※退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した全職員（会計年度任用職員を除く）に支給された額の平均です。

	区 分		全職種
特殊勤務手当 〔令和５年度〕	職員全体に占める手当支給職員の割合		41.0%（普通会計分 30.9%）
	支給対象職員１人当たり平均支給年額		229,662 円（普通会計分 106,234 円）
	手当の種類（手当数）		44 種類
	代表的な 手当の名称	支給額が多い手当	・夜間看護手当 ・処遇改善手当 ・消防活動等手当 ・病院等医療業務手当 ・救急勤務医手当
		支給件数が多い手当	・消防活動等手当 ・病院等医療業務手当 ・社会福祉業務手当 ・夜間看護手当 ・精神病勤務手当

時 間 外 勤務手当	令 和	支給総額	1,154,136 千円
	5 年 度	職員１人当たり支給年額	424 千円
	令 和	支給総額	1,124,844 千円
	4 年 度	職員１人当たり支給年額	424 千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当は含まれません。

※職員１人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の４月１日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）です。

４ 職員の勤務時間とその他の勤務条件

(1) 勤務時間（標準的なもの）

１週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 45 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 15 分～1 時

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
日 56,489.3	日 22,215.0	人 1,505	日 14.8	% 39.3

※総付与日数には、前年度からの繰越し分を含みます。

※全対象職員数とは、市長部局に勤務する職員で令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの全期間在職した職員の数です。

5 職員の休業

職員の各種休業制度の令和5年度の取得状況は、次のとおりです。

休業の種類		延べ人数	
育児休業		69 人	
	前年度において子が出生した職員の数	男性 62 人	女性 39 人
	前年度において育児休業をした職員の数	男性 30 人	女性 39 人
修学部分休業		0 人	
自己啓発等休業		0 人	

6 職員の分限及び懲戒処分

令和5年度に行った職員に対する分限と懲戒処分は、次のとおりです。

(1) 分限

処分の種類	事 由	延べ人数
休 職	心身の故障	175 人

※延べ人数とは、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上した人数です。

(2) 懲戒

(人)

処分の種類	事 由		計
	公務上	公務外	
免 職	0	0	0
停 職	0	2	2
減 給	0	0	0
戒 告	1	2	3
計	1	4	5

7 職員の服務

地方公務員法や旭川市職員服務規程のほか、平成20年度から施行した「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」に基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に務めております。

令和5年度における主な取組は、次のとおりです。

・ 職員研修の実施

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例に係る全体研修を4回実施した。

8 職員の退職管理

退職した元職員からの働きかけを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から営利企業その他の法人・団体に再就職した状況について届出を受け、例年7月にホームページで公表しています。

9 職員の研修

研修には、基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、令和5年度に実施した主な研修は次のとおりです。

(人)

区分	主 な 研 修 名	受講者延べ人数
基本研修	新採用職員研修, 採用3年次研修, 新任係長職研修, 新任課長補佐職研修, 新任課長職研修	292
特別研修	接遇講座, メンタルヘルス研修, コミュニケーションスキル研修, 各種実務研修, ワークライフバランス研修ほか	762
派遣研修	国や道, 民間企業など各団体への派遣, 北海道市町村職員研修センター派遣ほか	21
職場研修	各職場の課題等の専門的研修ほか	1,126

10 職員の福祉及び利益の保護

(1) 厚生福利制度

ア 厚生制度

職員の保健や元気回復, その他厚生に関する事業を, 条例の定めにより旭川市職員福利厚生会に委任し, 実施しています。

文化教養・体育奨励事業, レクリエーション親睦事業, 給付事業等を行っています。同会の令和5年度の会員数は, 3,022人。市からの交付金の額は14,352千円で, 会員会費と交付金の負担比は1:0.24です。

イ 共済制度

職員の病気や負傷, 出産, 休業, 災害, 退職, 障害, 死亡又は, 被扶養者の病気や負傷, 出産, 災害, 死亡に関して適切な給付を行うことを目的とした相互救済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき, 北海道都市職員共済組合が主体となって, 事業を実施しています。

(2) 公務災害補償

職員が公務により死亡や負傷, 疾病にかかったり, 公務上での負傷や疾病で死亡や障害の状態となったりした場合に, 本人や遺族, 被扶養者に, これらが原因となって受けた損害を補償する制度です。なお, 公務災害の発生件数は次のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	前年度比
公務災害	27件	18件	▲9件
通勤災害	10件	9件	▲1件
計	37件	27件	▲10件

11 特別職の報酬等の状況

(1) 市長, 副市長, 教育長, 常勤の監査委員, 議長, 副議長, 議員

(令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市 長 1,050,000 円 副 市 長 865,000 円 教 育 長 760,000 円 常 勤 の 監 査 委 員 640,000 円※ ※令和5年12月1日時点で現職にあるものの給料月額 は任期中に限り従前のまま710,000円としている。
報 酬	議 長 630,000 円 副 議 長 560,000 円 議 員 520,000 円

期末手当	市長 副市長 教育長 常勤の 監査委員	(条例規定割合) 6月期 2.25月分 12月期 2.25月分 計 4.50月分
	議長 副議長 議員	上記市長等の例による

(2) 各種行政委員会委員

(令和6年4月1日現在)

委員の名称		報酬	
教育委員会	委員	月額	110,000 円
選挙管理委員会	委員長	月額	71,000 円
	委員	月額	45,000 円
公平委員会	委員長	日額	15,000 円
	委員	日額	12,000 円
監査委員			
議会の議員のうちから選任された者		月額	57,000 円
識見を有する者のうちから選任された者		月額	165,000 円
農業委員会	会長	月額	78,000 円
	副会長	月額	67,000 円
	地区協議会会長	月額	56,000 円
	委員	月額	46,000 円
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額	9,300 円
	委員	日額	7,700 円

12 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

- (1) 継続件数 1 件
(2) 措置要求の件数 0 件

13 不利益処分に関する審査請求の状況（令和5年度）

- (1) 継続件数 0 件
(2) 審査請求の件数 0 件

14 苦情処理の状況（令和5年度）

- (1) 継続件数 1 件
(2) 苦情相談の件数 1 件